

輪之内中学校での消費者教育授業

発育段階に合わせた段階的教育を推進すべく第一歩として、平成25年に消費者教育出前講座授業を開催しました。中学3年社会科の「契約について」の授業内容と感想を紹介します。子どもがどのような授業をしたのか、保護者の方にも知っていただき、ご家庭でも「消費」について考える機会をつくってみてはいかがでしょうか。

● 授業のねらい

中学生の身近なトラブル事例をとおして「契約」の基礎を学びました。

● 「契約」ってな～に

契約は「申し込み」と「承諾」で成立します。口約束でも契約です。合意のもとに契約が成立したら、自分だけの思いで一方的にはやめられません。

『お店で靴（商品）を購入したけれど、家に帰って靴をはいてみたら、サイズが合わなかったの、お店で交換してもらった。』

本来、この商品交換は売買契約が成立しているのでできません。お店の方がお客様に対して好意的なサービスという解釈なのです。

● トラブル発生！（グループワーク）

「契約」の中でさまざまなトラブルが発生します。その時どうするのか、グループで話し合いをしてもらいました。（一例）

① ハンバーガーショップでハンバーガーを1個100円で買いました。しかし、中の肉は生焼けだった。さあ、どうしますか？

② 携帯電話の無料ゲームで遊んでいたが、翌月、お父さんに携帯電話代3万円の請求書が届いてしまった。どうしますか？

● 授業の感想

今後の生活に役に立ちますか？	役に立つ	93.4%
----------------	------	-------

◆授業内容は将来役に立つと思うので勉強になりました。将来確実に契約するので、この授業を役立てたいです。

◆契約と聞くと書類のサインとか堅苦しい感じだけど、口約束も立派な契約だと分かりました。日常生活の何気ない行動が契約につながってくると考えたら、私たちは一つ一つの行動に責任を持たなければならないんだと思いました。

◆私は無料という言葉にのってしまふことがあるので、よく考えてゲーム等をします。クリックだけでお金が請求されるのは怖いので、年齢をごまかさず、気を付けてクリックしたいです。

◆これから自分の身を守るためのこともたくさんあったのでよかったです。本当に気をつけたいと思いました。

➤ 岐阜県県民生活相談センター 058-277-1003

➤ 輪之内町消費生活相談窓口(住民課) 69-3111, 050-5808-9600